

# 「自治体システム等標準化検討会」

## 第16回議事概要

日 時：令和5年2月13日（月）13時～14時30分

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（座 長）  
庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（分科会長）  
後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）  
西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長  
木野内 誠 筑西市企画部情報政策課課長補佐  
岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課課長  
千葉 大右 船橋市 デジタル行政推進課 課長補佐  
摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長  
坪田 充博 日野市企画部情報政策課長  
森 圭子 藤沢市市民自治部市民窓口センターセンター長補佐  
大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐  
安達 洋平 出雲崎町町民係長（代理出席）  
片桐 康則 飯田市 市民協働環境部市民課課長補佐  
鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部参事兼情報政策室長  
津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐  
能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合 事務局副主幹  
藤井 敏久 京都府町村会理事兼企画振興課長  
山名 快仁 全国知事会調査第一部主任主事（代理出席）  
副島 伸太郎 全国市長会行政部主事（代理出席）  
前田 達弥 全国町村会行政部参事（代理出席）  
樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長  
石塚 雅啓 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター研究開発部長（代理出席）  
吉田 稔 地方公共団体情報システム機構 被災者支援システム全国サポートセンター長  
吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長  
前田 みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー  
三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

吉川 浩民	総務省自治行政局長
三橋 一彦	総務省自治行政局審議官
田中 聖也	総務省自治行政局行政課長
中西 則文	総務省自治行政局行政課行政企画官
寺田 雅一	総務省自治行政局住民制度課長
臼井 智彦	総務省自治行政局住民制度課理事官
影山 直志	総務省自治行政局住民制度課課長補佐
福富 茂	総務省自治行政局マイナンバー制度支援室長
奥田 隆則	総務省自治行政局デジタル基盤推進室長
羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官
小牧兼太郎	総務省自治行政局地域情報化企画室長
折笠 史典	総務省情報流通行政局地域通信振興課長
小川久仁子	総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）
（準構成員）	
長友 悟	株式会社 RKKCS 住基内部システム部長
上田 公子	Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部長
新谷 則之	株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス設計部 住民情報・福祉情報システムグループ課長
赤川 裕亮	株式会社電算開発本部ソリューション1部（代理出席）
藤野 正則	日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門プロフェッショナル
青木 弘明	株式会社日立システムズ 公共・社会事業グループ公共情報サービス第一事業部第一開発本部主任技師
大村 周久	富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第一ソリューション部長

#### 【議事】

1. デジタル庁における最近の検討状況について
2. 住民記録システム標準仕様書【第 3.0 版】修正案、印鑑登録システム標準仕様書【第 2.0 版】修正案及び戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】修正案について
3. 振り仮名の法制化に係る検討状況について

#### 【概要】

1. 状況報告・意見交換  
デジタル庁及び事務局より説明を実施

(1) デジタル庁における最近の検討状況について

■文字要件

- ・ P.22 に記載されている「①『2.3 文字要件(1) 文字セット、文字コード』について」について、質問したい。戸籍システム、戸籍附票システム、住民記録システム、印鑑登録システムの氏名は文字基盤文字、その他は JIS X 0213:2012 を使用する方針であったと認識している。今回の修正は対象となるシステムは全て、氏名以外もすべての情報が同様に MJ+に置き換わるという意味か。
- 原則戸籍情報システムや住民記録システムに限らず他基幹業務システムにおいても MJ+を利用する想定である。年度末に提示できるように全体像についても現在検討を進めている。
- 了解した。すべてのシステム且つ氏名以外も同様に MJ+を利用するのか。
- 対象のデータは「氏名等」と規定しているが、未確定である。
- 未確定である旨、了解した。
- ・ P.22 に記載されている「基幹業務システムのその他の文字セット」は戸籍統一文字や住基ネット統一文字を指しているか。
- 次頁の図上部約6万字に規定されていない、図下部の約5万文字と見込んでいる文字を指している。これらを合わせて MJ+と考える。住基ネット統一文字等との関係は今後提示する全体像の中で整理できるように進めたい。
- 戸籍統一文字と MJ+との同定における対照表等が整理されると想像するが、令和5年度末の同定の段階では提供は難しいか。
- 文字の同定作業は現在随時進められている状況であるため、中間報告といった形式等で都度検討状況を提示していきたい。今後のスケジュール等を提示できるようにする。
- 文字の包摂は人によって基準や考え方が異なり、意見が分かれるものであるため、戸籍統一文字と MJ+の対照表はほしいと考える。また、MJ+を使用するという大きな方針転換をするにあたる理由や背景もあわせて、今後住民等への説明のために提示いただきたいと考える。
- 今回の同定マップは基幹業務システムで使っている様々な外字と MJ+とのマップである。戸籍において文字の事業を行っていたこともあり、戸籍情報システムのベンダが管理する文字と MJ+の文字は N:1 に対応が付いているものである。この対応付けをベースに様々な外字を MJ+に同定するためのものである。包摂における考え方の違いについて、戸籍における文字の包摂は法務省において対応表を作成している。
- もともとの質問に対する回答になっていないと思うため、文字情報基盤の定義を記載したほうがいいのか。戸籍文字にしても文字情報基盤に包摂されると考える。また、戸籍情報システムのベンダが登録している文字から文字基盤文字への同定を法務省で実施しているためそれを採用するというのか。
- 詳細は検討中である前提だが、住基統一文字との関係については精緻に検証

することを検討しているところであり、現時点では未確定である。また、同定マップについては基幹業務システムのその他の文字セット(戸籍システムのベンダが収められている文字)を中心に整理していく。当該詳細(何から何へ同定するか)の全体像は年度末目標に提示していく。

- 未確定である旨、承知した。
- ・ P.23に記載されているX万という数字について、確定するのはいつ頃か。
- おおよその規模については年度末の全体像の中で提示する想定である。
- ・ MJ+は一旦定まった後令和7年の標準化を迎えると考えていいか。
- 令和7年までは当該文字セットで提示していくことを想定している。ただ、移行のタイミングや同定作業の進捗を鑑みて検討していく必要があると理解している。
- ・ 最終的に住基ネットで使用される文字は従来通りの文字が使われるのか。
- 今後検討課題であるため、年度末に提示できるよう整理したい。
- 住基ネットについては、MJを既存住基システム等で使用するとしたときに、転出転入時の際自治体間における引継ぎという観点から検討していく。
- ・ P.7について、制度改正を契機として見直しは1年前までに見直すこととされているが、法改正の都度、仕様書が改定されると考えていいか。
- おっしゃるとおり、制度改正から施行まで時間がない場合は例外的な対応を考えたい。基本的には原則安定的な運用の観点から1年前までに提示したい。システム改正が必要であれば施行期日を考えていただくよう依頼することになる。
- 効率性向上に資する便利機能については、柔軟に組んでほしいという意図で発言した。
- ・ 戸籍統一文字と住基ネット統一文字はそのまま残るのか。
- 基本的に詳細については検討中である。
- 住基ネット統一文字は全国サーバ等含めて一体的に考える必要があるため、現時点の案ではすぐに変更することは難しいと考える。
- ・ MJはそもそも辞書もセットでリリースされているものであり、その中には異体字等も含めてマップになっている。MJ+においてもMJと同様の辞書等と一緒にしていると期待している。しかし、自治体において外字の同定作業が無くなるかというところではない。現在の戸籍上の外字の分析については戸籍システムのベンダから収集した外字に基づき整理しているが、戸籍システムのベンダが入っているフォントの文字について分析済みであり、戸籍システムのベンダが知っている文字とMJ+のマップはできている。ただ、自治体が独自に登録した文字については、必ずしも把握されていないことが想定され、それらについては自治体が同定作業を行う必要があるのではないかと。

#### ■ 適合性確認

- ・ P.6に記載されている適合性確認について、「機能標準化基準の適合性の確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有し

- ている。」と記載されている。この「一義的に」の言葉の意味として、「主にそこにある」という意味と「そこしかない」という意味があるが、どちらにあたるか。
- 標準化法9条の規定に則り、地方公共団体システムが適合しているかは地方公共団体が行うが、円滑に実施できるように国が措置を行うという考えであり、各地方公共団体にて確認いただくという意図で「一義的に」としている。
  - 法律の規定に則った整理と理解した。標準仕様書に適合しているか否かについて、自治体がすべての責任を持つことは難しいと理解している。事業者、関係府省やデジタル庁それぞれが負うべき責任があると考えため、各関係者が講ずる措置について説明いただきたい。
  - ご指摘はごもつともである。全自治体が1から確認いただくのは非効率であるため、円滑に確認ができるようにすることをデジタル庁の責務として考える。例えば同頁の(1)について、標準化基準に係る試験については、まずデジタル庁が試験を実施し、その試験に合格しなければ調達行為に入らないようにする等が考えられる。自治体にとって過度な負担が発生することがないように支援できるように検討を進めていきたい。
  - 当該適合性確認の運用を実施するにあたり、責任分界点を事前に整理することが非常に重要であると考えている。また、デジタル庁の適合性確認試験等についてはいつから実施可能かといった、スケジュールを示す点も重要であると考えている。
  - 各関係者間での責任分界点の整理に加えて、1組織内でも、将来担当者が変更になった場合に備えて適切に引き継がれることも重要であると考えている。
  - ・ 連携要件のツールはファイル連携専用のツールが用意すると期待してよいか。
  - 具体的な内容については検討中である。

(2) 住民記録システム標準仕様書【第 3.0 版】修正案、印鑑登録システム標準仕様書【第 2.0 版】修正案及び戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】修正案について

- ・ 継続検討事項について、詳細を伺いたい。
- No.1と2についてはデジタル庁と法的論点について検討を行っている。デジタル庁における共通機能標準仕様書の全国照会が2月末に実施されるため、その全国照会と同様に住民記録システム等の改定案についても照会を行いたいと考えている。また、3月中に分科会を開催し、構成員及び準構成員のみなさまから修正案についてご意見をいただきたい。その後3月末に検討会を開催し、修正内容を確定させていく想定である。No.3については、デジタル庁にてベンダ含めて議論する予定であり、技術的な可否含めて協議いただいた後、検討結果を共有いただき、3月末の検討会には検討内容を確定する想定である。
- 全国照会にかける旨、了解した。

## 2. 閉会

- ・ 本検討会において、住民記録システム標準仕様書【第 3.0 版】修正案、印鑑登録システム標準仕様書第【2.0 版】修正案、戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】修正案についていただいた意見は、会長・座長・事務局で整理し適宜修文して標準仕様書および照会結果としてとりまとめる。また、エクセル化を実施するとともに、デジタル庁が作成するデータ要件連携要件の内容に基づき最終確認する。
- ・ 3月8日分科会にて全国照会結果と共通機能関連の仕様書改正関連及び振り仮名を議題とし、振り仮名以外の議論について仕様書修正内容を確定することを想定している。

以上